県本部各部課長 県下各警察署長 
 原
 議
 永
 年
 保
 存

 共
 00 1 00 1 10 31
 5年

 宮
 本
 指
 第
 4
 9
 8
 号

 令
 和
 4
 年
 5
 月
 1
 6
 日

 宮
 城
 県
 警
 察
 本
 部
 長

駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定及び公表要領の制定について(通達)

駐車監視員活動ガイドラインについては、「取締り活動ガイドラインの策定及び公表について(通達)」(平成17年12月8日付け宮本指第769号)に基づき実施しているところであるが、この度、近年の放置駐車違反の現状等を踏まえ、別添のとおり駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定及び公表要領を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定及び公表要領

#### 第1 趣旨

放置駐車違反については、地域の違法駐車実態に則した公平性、適正性及び透明性を担保した取締りを計画的かつ効果的に推進する必要があり、駐車監視員活動ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)及び違法駐車取締り活動方針(以下「活動方針」という。)(以下これらを「ガイドライン等」という。)は、駐車監視員の活動範囲及び警察官の取締り重点地域を決定する根本となるものである。

よって、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の8第1項の規定により確認事務を委託する警察署(別表のとおり。以下「ガイドライン策定警察署」という。)にあってはガイドラインを、また、確認事務を委託しない警察署のうち、管内に警察官が計画的に違法駐車取締活動を行うことが必要な地域があり、重点を明らかにした取締活動を行うことによる効果が期待できる警察署(別表のとおり。以下「活動方針策定警察署」という。)にあっては活動方針をそれぞれ策定及び公表するものとする。

#### 第2 実施体制等

#### 1 警察本部

交通部交通指導課長は、ガイドライン等の策定や見直しに際し、県警察全体の 取締り活動方針や隣接警察署間での重点路線等との整合性の観点から、ガイドラ イン等を策定する警察署に対する必要な指導及び調整を行うとともに、その公表 に関しても必要な指導を行うこと。

#### 2 警察署

ガイドライン等を策定及び公表する警察署長は、交通課長を策定責任者に、交通課の警部補又は巡査部長を策定補助者に指定するなど、管内の違法駐車取締りに関する地域住民等からの意見、要望等を踏まえたガイドライン等を策定及び公表するための体制を確立すること。

#### 第3 ガイドラインの策定及び公表

ガイドライン策定警察署においては、駐車監視員が行う放置車両の確認等の活動が計画的かつ効果的に行われるようにするとともに、その公平性、適正性及び透明性を担保する観点から、次の点に留意し、駐車監視員が重点的に活動する場所、時間帯等を定めたガイドラインを策定及び公表すること。

#### 1 ガイドラインに定める事項

ガイドラインには、違法駐車の実態等を踏まえ、次の事項について定めること。

#### (1) 活動方針

駐車監視員が、ガイドラインに定める重点路線及び重点地域(以下「重点路線等」という。)並びに重点時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施する旨を明記すること。

また、駐車監視員の活動は、原則として、ガイドラインの重点路線等及び重点時間帯の範囲内で行うべきものであることに留意すること。

### (2) 重点路線等

法第51条の12第1項の規定により公示された放置車両確認機関が確認事務を行う区域のうち、駐車監視員が放置車両の確認等を行うために重点的に巡回する路線及び地域を重点路線等として定めること。

なお、地域における違法駐車の実態や巡回の頻度等を勘案し、重点路線等の うち、特に重点的に巡回する路線及び地域をそれぞれ最重点路線及び最重点地 域として定めても差し支えない。

#### (3) 重点時間帯

前記(2)で定めたそれぞれの重点路線等において、駐車監視員が重点的に巡回する時間帯を重点時間帯として定めること。

- 2 重点路線等及び重点時間帯の指定に関する留意事項
  - (1) 自動二輪車等に関する事項

自動二輪車及び原動機付自転車については、放置自転車等の整理、撤去等に関する条例や計画等との整合性を確保しつつ、駐車監視員がこれらの車種の放置車両を確認するために重点的に巡回する路線及び地域並びに時間帯を、重点路線等及び重点時間帯の範囲内で抽出し、定めることができる。

(2) 普通自転車専用通行帯等に関する留意事項

自転車通行の安全性を向上させるため、駐車禁止又は駐停車禁止の交通規制が実施されている自転車専用通行帯及び自転車の通行位置を示す法定外表示が設置された区間については、特に違法駐車の取締りを推進する必要性が高いことに留意し、別に定める自転車指導啓発重点地区・路線の選定状況も踏まえ、重点路線等及び重点時間帯を指定すること。

3 PDCAサイクルに基づくガイドラインの策定及び見直しの実施

ガイドラインの策定及び見直しに当たっては、違法駐車の取締りをより効果的なものとするため、「駐車実態等の分析」、「活動の実施」、「活動効果の検証」、「検証結果の反映」というPDCAサイクルに基づき実施すること。

(1) ガイドラインの策定

ガイドラインの策定に当たっては、管内における違法駐車の状況、違法駐車が原因と認められる交通事故の発生状況、違法駐車に起因する交通渋滞の発生状況等の実態を踏まえた合理的な内容とするとともに、警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会及び地域交通安全活動推進委員協議会における意見及び要望の聴取、自治体や道路管理者等の関係機関・団体との意見交換、1 1 0 番通報、警察安全相談等の機会を通じて警察に寄せられる意見及び要望を集約・分析し、地域住民等の意見及び要望を適切に踏まえたものとなるよう留意すること。

(2) ガイドラインの見直し

違法駐車の状況等は短期間で大きく変化することもあるため、大規模店舗の

開店や道路の新設等による交通流量の変化、交通規制の見直し等による道路交通状況の変化を分析の上、前記(1)の留意点を踏まえ、1年に1回以上、ガイドラインの見直しを実施すること。

また、ガイドラインの見直しに際しては、違法駐車の実態に変化がない等の理由により改定を行わなかった場合を含め、ガイドラインの見直しに関する検討が適時適切に行われたことを担保するため、ガイドラインの見直しの都度、駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿(別記様式第1号)を作成し、管理すること。

駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿には、「検討項目」及び「改定の内容及びその理由(改定しない理由を含む。)」の欄を明記すること。

#### 4 ガイドライン及び活動状況の公表

策定又は改定されたガイドライン及びガイドラインに基づく活動状況については、ウェブサイトに掲載するほか、警察本部、警察署、交番等における掲示、交番・駐在所だより等への掲載等による効果的な公表を実施すること。

5 放置車両確認機関に対する指導教養の徹底 放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員に対し、ガイドラインの趣旨及び内 容を周知徹底させること。

#### 第4 活動方針の策定及び公表

活動方針策定警察署においては、重点を明らかにした取締り活動を行う必要があることから、活動方針を策定及び公表すること。

活動方針の策定及び公表に当たっては、警察官の取締りが活動方針に定める重点場所等に限定されるとの誤解を部内外に与えないよう、活動方針に明記すること。

また、活動方針の見直しは、前記第3-3-(2)のガイドラインの見直しと同様に行い、見直しの都度、違法駐車取締り活動方針改定検討簿(別記様式第2号)を作成し、管理すること。

#### 第5 留意事項

#### 1 駐車監視員の活動範囲

駐車監視員が活動する場所及び時間帯は、原則としてガイドラインの範囲内とするが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、ガイドライン策定警察署長の指示に従い確認事務を行わせることができるものとする。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、交差点内及びその付近での二重駐車等、悪質・危険性又は迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼、催事等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他特にガイドライン策定警察署長が指示する場合

#### 2 警察官の活動範囲

(1) ガイドライン策定警察署

警察官は、ガイドラインの重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要 に応じた取締り活動ができる。

### (2) 活動方針策定警察署

警察官は、活動方針に定める重点路線、地域及び時間帯のほか、違法駐車の 状況、駐車苦情等に応じた取締り活動ができる。

3 ガイドライン策定警察署又は活動方針策定警察署以外の警察署 ガイドライン策定警察署(以下「ガイドライン等策定警察署」という。)以外 の警察署においては、前記第3を参考として、地域の違法駐車実態に則した公平 性・適正性・透明性を担保した取締り活動を計画的かつ効果的に推進すること。 第6 報告

ガイドライン等策定警察署は、見直しの都度、作成した駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿又は違法駐車取締り活動方針改定検討簿の写しにより、交通部交通指導課長を経由して交通部長に報告すること。

## 別表

ガ 策	イ 定	ドラ	イ 察	ン 署	活 策	重 定	動警	方察	針署
仙	台 中	央 警	察	署	塩	釜	敬	察	署
仙	台庫	南 警	察	署	石	巻	数言	察	署
仙	台	<b>上</b> 警	察	署	気	仙	沼 警	察	署
仙	台	東警	察	署	古	JII	敬	察	署
泉	数	察		署	岩	沼	数言	察	署
若	林	数言	察	署	大	河	原 警	· 察	署

署 長	副署長	官	課長	係長	主 任	係

年 月 日

# 駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿(署)

ガイドライン 策定年月日			
過去の改定履歴			
検討結果 (改定の必要性)			
検討項目			
改定の内容及び その理由(改定 しない場合はそ の理由)			
	聴 取 先	意見の概要	
警察署協議会等 への意見聴取	-101X. 70	7EX 75 47 176 S	
		重点路線・重点地域等	重点時間
最重点路線			
重点路線			
最重点地域			
重点地域			
自動二輪・ 原付重点地域			

署 長	副署長	官	課長	係長	主 任	係

年 月 日

# 違法駐車取締り活動方針改定検討簿 (署)

活動方針 策定年月日			
過去の改定履歴			
検討結果 (改定の必要性)			
検討項目			
改定の内容及び その理由(改定 しない場合はそ の理由)			
	聴 取 先	意見の概	4 更
警察署協議会等 への意見聴取	70. 70. 70	7E. 7C 47 18	v <u>-2</u>
		重点路線・重点地域等	重点時間
最重点路線		主 示 山 脉 主 示 心 久 守	主点时间
重点路線			
最重点地域			
重点地域			
自 動 二 輪 ・ 原 付 重 点 地 域			
検討期間			
新活 動方 針 運 用 開 始 予 定 日			